

第18章 特定工場における公害防止組織の整備

公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害防止に資することを目的として特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）が昭和46年6月10日から施行されたが、これに伴い次の業務を行った。

1 公害防止管理者等資格認定講習の実施

本府では、通商産業大臣の委託を受けて、特定工場の公害防止管理者等の資格を付与するための資格認定講習を実施しているが、昭和48年度におけるその概要は次のとおりである。

- (1) 講習の公示（大阪府公告第92号）

昭和48年6月6日

- (2) 実施期間

昭和48年7月9日から8月11日まで

- (3) 講習の区分及び修了者数等

実施した講習の区分、回数、定員、本申込者数及び修了者数は表-167のとおりである。

- (4) 講習の実施場所

大阪府職業訓練センター、清香会館

- (5) 実施方法

社団法人大阪府職業訓練協会へ講習事務の一部を委託して行った。

表-167 講習の区分及び修了者数等

講習の区分	回数	定員	申込者数	修了者数
大気関係第2種及び第4種公害防止管理者資格認定講習	4回	600人	483人	465人
水質関係第2種及び第4種公害防止管理者資格認定講習	4	600	470	448
合計	8	1,200	953	913

(注) 1 講習期間は、大気及び水質関係のいずれも1回について3日間である。

2 定員は1回について150人である。

2 公害防止統括者等の届出の受理

知事及び市町村長は、昭和47年9月10日から公害防止統括者等の届出の受理事務を行っているが、権限の委任に伴う届出先は表-168に示すとおりで、その届出状況は表-169、170、171のとおりである。

表-168 公害防止統括者等の届出先

施設区分	施設所在地	大阪市内	堺市内	東大阪市内	その他の市町村内
1	騒音発生施設のみ設置工場	大阪市長	堺市長	東大阪市長	当該市町村長
2	ばい煙発生施設、ふんじん発生施設の設置工場				
3	上記2の施設と騒音発生施設の併設工場				
4	上記2の施設と汚水等排出施設の併設工場				
5	上記2の施設と騒音発生施設及び汚水等排出施設の併設工場				
6	汚水等排出施設と騒音発生施設の併設工場		堺市長	東大阪市長	知事
7	汚水等排出施設設置工場				

表-169 公害防止統括者及び代理者の届出状況

(昭和49年3月末現在)

種類	特定工場	統括者	代理者
届出数	751 工場 (331)	608 人 (248)	607 人 (240)

(注) () 内の数字は、市町村長権限のもので内数である。

表-170 公害防止主任管理者及び代理者の届出状況

(昭和49年3月末現在)

種類	特定工場	主任管理者	代理者
届出数	25 工場 (8)	25 人 (8)	26 人 (9)

(注) () 内の数字は、市町村長権限のもので内数である。

表-171 公害防止管理者及び代理者の届出状況
(昭和49年3月末現在)

種類		特定工場	管理者	代理者
届出数	大気関係	第1種	9工場 (4)	9人 (4)
		第2種	76 (47)	74 (45)
		第3種	105 (39)	116 (44)
		第4種	253 (92)	249 (88)
	水質関係	第1種	16 (9)	19 (11)
		第2種	244 (120)	231 (109)
		第3種	24 (7)	25 (6)
		第4種	133 (26)	132 (23)
	騒音関係		10 (9)	9 (8)
	ふんじん関係		88 (32)	86 (28)
合計		958 (385)	950 (366)	890 (326)

(注) () 内の数字は、市町村長権限のもので内数である。